

☆地域包括ケアふじえだプロジェクト☆

令和3年3月17日 VOL. 152

住まいの問題解決に一步前進！ 高齢者支援推進部会を開催しました

生活困窮する高齢者の住居について現状と課題を共有し支援の方法について協議する市内初の試みとして、令和3年3月9日（火）に、住まいに関する高齢者支援推進部会を開催しました。

高齢者の支援をする中で、障害がある、親族がおらず保証人がいないなどの理由で、生活の場の確保が難しい事例があります。そこで、支援者側が様々な情報を得ることで円滑な支援に繋げること、さらに情報共有する中で新しい支援を検討していくことを目的として、支援者側と事業所側の双方向の意見交換の場を設けました。

【出席者】・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者 ・自立支援課（生活困窮者支援担当）・建築住宅課（公営住宅担当） ・地域包括支援センター（通称：あんすこ）・地域包括ケア推進課



緊急連絡先がない高齢者が増えている。
保証人がいない、後見人がいないなどの理由で受入れ先を見つけるのが困難なケースが多い。

介護サービスの対象でなく精神的に問題を抱えた方の住まいが見つからない。

支援者側からあがった声

生活保護受給者は経済的支援を受けられるようになって、身元引受人や保証人がいなければ入居先がなかなか見つからない。

事業者側からあがった声

保証人となる親族がいなくても、
成年後見人等がついていれば入居できる。

生活保護受給者の受け入れ可能。

医療ニーズの高い方も入居できるような体制づくりを進めているが、職員確保に苦慮している。

入居者が亡くなり、相続人がおらず家財の処分に困っている。

高齢者の住まいの条件を確認する中で、公営住宅は連帯保証人が必要ですが、民間施設なら成年後見人がついていれば保証人不在でも入居できる施設が多いことが分かりました。

意見交換の中で、身よりのない入所者が亡くなった時に家財の処分ができないという問題があがりました。裁判所に相続財産管理人の申し立てを行うと、時間と費用がかかってしまいます。本部会では、生前から保証協会と契約してもらい、死後の財産処分方法を決めておくなどの対応案ができました。



出席した事業者

